## 平成 25 年度 科学技術に関する予算等の資源配分方針

平成 24 年 7月 30 日総合科学技術会議

東日本大震災からの復興、再生を実現し、エネルギーの安定確保、少子高齢化問題等に対応していくとともに、環境問題をはじめとする地球規模の問題、資源、エネルギー、食料等の国際的な獲得競争の激化に伴う問題、更には、経済のグローバル化の一層の進展、新興国市場における競争の激化等に伴う問題に対応していくためには、科学技術の成果を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進していく必要がある。このため、我が国は、科学技術イノベーション政策を国家戦略の根幹に位置付け、これを政府全体で推進している。

我が国は、イノベーションの源泉たるシーズを生み出すものとして、また、広く新しい知的・文化的価値を創造するものとして、基礎研究を強化するとともに、科学技術イノベーションの推進を担う多様な人材を、長期的な視点から、戦略的に育成、支援していく。そして、このような基礎の上に立って、科学技術イノベーション政策を強力に推進していく。

科学技術イノベーション政策を着実かつ効果的・効率的に推進し、我が国が直面する重要課題に対応していくためには、第4期科学技術基本計画期間において、これを支えるために必要な研究開発投資を拡充していくとともに、重要度の高い優れた取組を積極的に推進する等、資源配分の重点化を図っていくことが不可欠である。

平成 25 年度においては、今後取りまとめられる「日本再生戦略」等を踏まえ、以下による取組を推進する。

## I. 我が国が直面する重要課題への対応

## (1)科学技術重要施策アクションプラン

我が国が直面している、重要課題の達成に向け、「復興・再生並びに災害からの安全性向上」、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」それぞれについて、産学官の幅広い関係者が連携・協働する場を新たに設定した。そして、そこでの意見を集約し、最優先で進めるべき重点的取組等を明示した、科学技術重要施策アクションプラン(以下、「AP」という。)(参考1)を各省とも協力し策定した。平成25年度においては、優れた施策を厳選するための基準等を設定し、各府省から重点的取組に該当するとして提案されたものについて、この新たに設定した基準等を適用し特定した対象施策に資源配分を最重点化する。これにより、重要課題の達成に向けた、研究開発の推進から、その成果の利用、活用に至るまでの一体的、総合的な取組を推進する。

## (2)重点施策パッケージ

安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現、我が国の産業競争力の強化、国家存立基盤の保持を含む、我が国が直面している多様な重要課題の達成等に向け、各府省から提案された施策パッケージについて、優れたものを厳選するための基準等を適用し特定した対象施策に資源配分を重点化する。これにより、課題解決に向けた研究からその成果の社会への還元までの一連の取組を推進する。

各府省は、総合科学技術会議科学技術イノベーション政策推進専門調査会が示した重点化課題・取組(参考2)を踏まえ、施策パッケージの提案を行う。

## Ⅱ. 基礎研究及び人材育成の強化

イノベーションの基盤を成す基礎研究の推進と、科学技術イノベーションを担う人材の育成は、科学技術イノベーションを支える基盤を形成するものである。近年、我が国の基礎研究の国際的な地位の低下、若手人材の育成の重要性が指摘されている中、基礎研究及び人材育成については、国家戦略として長期的視野に立って強化していくことが益々必要となっている。このため、科学技術イノベーションを担う人材の育成強化に関するポイント(参考3-1)、産学官の幅広い関係者が連携・協働する場を新たに設定し、そこでの意見を集約した、基礎研究及び人材育成の強化についての取りまとめ(参考3-2)等を踏まえつつ、運営費交付金による取組等を効果的・効率的に推進する。

政府は、科学技術イノベーション政策を効果的・効率的に推進するため、PDCA (Plan-Do-Check-Action)サイクルを確立し、政策、施策等の達成目標、実施体制などを明確に設定した上で、その推進を図るとともに、研究開発の推進から、成果の利用、活用に至る取組の進捗状況等について、適時、適切にフォローアップし、取組の改善に繋げていく。アクションプラン、重点施策パッケージについては、総合科学技術会議は、施策の進捗状況等をフォローアップし、その推進にあたっての改善に反映させる。

## 平成25年度 科学技術重要施策アクションプラン

平 成 24 年 7 月 19 日 総 合 科 学 技 術 会 議 科学技術イノベーション政策推進専門調査会

## 目 次

Ι	アクションプランのねらい	1
1	アクションプランの策定	1
2	平成 25 年度アクションプラン	2
3	平成 25 年度アクションプラン対象施策の特定	3
Π	復興・再生並びに災害からの安全性向上	
1	目指すべき社会の姿	6
2	政策課題	8
3	重点的取組の設定の考え方	9
4	重点的取組	11
5	重点的取組を構成する個別施策特定の視点	13
Ш	グリーンイノベーション	
		0.4
	目指すべき社会の姿	
2	政策課題及び重点的取組	
	2-1 政策課題「クリーンエネルギー供給の安定確保」	
	2-2 政策課題「分散型エネルギーシステムの拡充」	27
	2-3 政策課題「エネルギー利用の革新」	28
	2-4 政策課題「社会インフラのグリーン化」	28
3	重点的取組を構成する個別施策特定の視点	29
IV	ライフイノベーション	
1	目指すべき社会の姿	31
2	政策課題及び重点的取組	33
	2-1 政策課題「がん等の社会的に重要な疾患の予防、改善及び治癒率の向上」	33
	2-2 政策課題「身体・臓器機能の代替・補完」	36
	2-3 政策課題「革新的医療技術の迅速な提供及び安全性・有効性の確保」	37
	2-4 政策課題「少子高齢化社会における生活の質の向上」	38

## I アクションプランのねらい

## 1. アクションプランの策定

第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定、以下「基本計画」という。) においては、これまでの分野別の研究開発の推進から課題解決型への重点化へと大きく 舵が切られ、国の抱える重要課題の解決に向けた科学技術イノベーションの実現が国家 戦略の大きな柱とされた。

総合科学技術会議は、基本計画を推進し科学技術イノベーションを実現するためのプラットフォームとして、科学技術イノベーション戦略協議会(以下「戦略協議会」という。)を設置した。戦略協議会は、産学官をはじめとする幅広い関係者が連携・協働するための新たな場であり、①必要な研究開発やシステム改革(規制・制度改革、導入促進策等)に関し具体的な提案を行うとともに、②産学官の連携を通じ、戦略の検討から実行に至る PDCA サイクルを実施することを任務とするものである。

一方、総合科学技術会議は、科学技術イノベーションを実現するためのツールとして、平成25年度予算についても、科学技術重要施策アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を提示することとした。アクションプランは、総合科学技術会議が重要と考える施策の方向性を概算要求前に示すことにより、政府全体の科学技術関係予算の最重点化に向けて施策の誘導を図るものである。

アクションプランの策定に向けては、戦略協議会が研究開発だけでなく成果活用までを見据えた課題達成の観点から検討を行ってきた。ここに科学技術イノベーション 政策推進専門調査会としてその検討の結果を取りまとめるものである。

今後、各省がアクションプランの趣旨に沿って概算要求を行うことが求められる。

## 2. 平成 25 年度アクションプラン

平成25年度アクションプランでは、基本計画第 II 章に掲げる3つの重要課題に対応して戦略協議会を設置した「復興・再生並びに災害からの安全性向上」、「グリーンイノベーション」及び「ライフイノベーション」の3つを重点対象として設定した。その上で、それぞれの戦略協議会において、我が国の社会や世界を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、「科学技術イノベーション・情報通信戦略」、「グリーン成長戦略」、「ライフ成長戦略」を成長戦略として含む「日本再生戦略」(平成24年7月11日原案提示)など、国家の重要政策との整合性に留意しつつ検討を行い、平成25年度アクションプランとして重点化の方向性を示した。

具体的には、重点対象ごとに「目指すべき社会の姿」を設定し、それを実現するために解決する必要のある課題について「政策課題」として示した。その上で、政策課題を解決するために最優先で進めるべき取組を「重点的取組」として示した。

なお、重点的取組の設定にあたっては、戦略協議会において主に以下の視点から検討を行うとともに、それぞれの重点対象に応じて、いつまでに成果を達成するのか時間軸の観点も踏まえて検討を行った。

### 【重点的取組検討の視点】

- (1) 期待される効果(経済的効果、社会的効果)が十分に大きく、持続的な成長と 社会の発展に貢献するものかどうか
- (2) 期待される効果の発揮に貢献できる取組であるかどうか (特に研究成果の実用 化までの段階を見通した実施主体候補等が明確に示されているか)
- (3) 当該分野の国際的位置付け(政策上の位置付け、技術競争力の優位性等)を把握した上で、我が国として重点的に推進すべきものと言えるかどうか
- (4) 緊急性が高い取組かどうか
- (5) 国と民間等との役割分担を考慮した上で、国が主導して実施する必要性が高い ものであるか

以下、II ~IV章において、各重点対象における具体的な重点化の方向性を記述した。 これらの一覧を 4~5 ページに示す。

## 3. 平成 25 年度アクションプラン対象施策の特定

今後進められる平成 25 年度予算編成において、科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員が、本アクションプランのⅡ章からⅣ章に示した「政策課題」及び「重点的取組」の趣旨に沿った施策(以下「アクションプラン対象施策」という。)を関係府省の連携により具体化していくこととなっている。なお、その際、アクションプラン対象施策は、以下に示す基準により特定される予定である。

#### 参考:「平成25年度アクションプラン対象施策特定の基準」

(平成24年7月6日(金) 科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員 決定「科学技術関係予算の重点化の具体的進め方について」より)

#### (1)目的・目標等について

- ・成果検証が可能となる明確な目標とその達成時期が設定されていること。
- ・目的・目標が、社会情勢、国際的な水準からみて妥当なものであり、かつ基本 計画の目標、政策課題の達成に大きく貢献すると判断されるものであること。
- (2) 目標達成に向けたアプローチについて
  - ・目標達成に必要な取組(社会実装に向けた取組、制度の改善など)が明確であること。
- (3) 実施体制について
  - 適切なマネジメントが期待できるものであること。
- (4) 成果活用主体候補について
  - ・研究開発成果の活用主体の候補(民間法人、自治体、担当府省等)と意思疎通 が図られているか又は明確に想定されていること。
- (5) その他(各重点対象(「復興・再生並びに災害からの安全性向上」、「グリーンイ ノベーション」及び「ライフイノベーション」)で必要に応じて設定)

## 復興・再生並びに災害からの安全性向上

目指すべき	TL 华 田 耳	重点的取組			
社会の姿 政策課題		地震	津波	放射性物質による影響	
	命・健康を、 災害から守る	① 地震発生情報の 正確な把握と迅速 かつ適切な発信	② 津波発生情報の迅速かつ的確な把握	⑱ 放射性物質によ	
		③ 迅速かつ的確な避難 と情報提供	難行動をとるための備え	る健康への影響 に対する住民の 不安を軽減する	
		④ 災害現場からの迅速	速で確実な人命救助	ための取組	
・東日本大震		⑤ 被災者に対する迅速 健康の維持	速で的確な医療の提供と		
災からの復 興・再生を	仕事を、災害から守り、新たに創る	⑥ 競争力の高い農林	水産業の再生		
興遂住全質らで 東復をし全からが民でのしき 北興モて、では、世界では、が質性がある 地・デよか質な地安な暮現会 の生と安豊高		⑦ 革新的技術・地域の での雇用創出・拡大	D強みを活用した被災地 と産業競争力強化	⑨ 除染等作業を行 う者の被ばく防	
		<ul><li>⑧ 災害時の行政機関 強靱性の向上</li></ul>	・事業所等の事業継続の	止の取組	
	居住地域を、 災害から守り、新たに創 る	<ul><li>③ より低コストな液状 化被害防止</li></ul>	<ul><li>⑩ 地理的条件を考慮した配置・設計によるまちの津波被害の軽減</li></ul>		
		効利用	別の強靱性の向上 の迅速、円滑な処理と有 な災等の二次災害の発生	<ul><li>② 放射性物質の効果的・効率的な除染と処分</li></ul>	
い国民生活 を実現でき		④ 新しいコミュニティづくりを促すコア技術の開		発と実装	
る強靭な国	エネルギー 等の流れを、 災害時も確 保し、新たに	⑤ 迅速かつ的確に機 の確保	能する強靱な物流体系	②1 農水産物、産業 製品の放射性物	
		· 保	・伝達手段の強靱さの確	質 の 迅 速 な 計 測・評価、除染及 び流通の確保	
		⑰ 電力、ガス、上下水		いた今国・海はに発信	
	0 17.12 1 = 1	災地である東北が故に可能な、あるいは、積極的に東北から全国・海外に発信 「能な取組			

## グリーンイノベーション

目指すべき社会の姿	政策課題	重点的取組
豊かで活力のある持 続可能な成長を実現 するエネルギー・環境 先進社会	クリーンエネルギー供給 の安定確保	① 技術革新による再生可能エネルギー利用の飛躍的拡大
		② エネルギー供給のクリーン化
		③ 革新的なエネルギー供給・貯蔵・輸送システムの創出
	エネルギー利用の革新	④ 技術革新によるエネルギー消費量の 飛躍的削減
	社会インフラのグリーン化	⑤ 地球環境情報のプラットフォーム構築
		⑥ エネルギー・環境先進まちづくり

## ライフイノベーション

目指すべき社会の姿	政策課題*3	重点的取組	
心身ともに健康で活力ある社会の実現	がん等の社会的に重要な 疾患 <sup>※1</sup> の予防、改善及び 治癒率の向上	① 個人の特性に着目した予防医療(先制医療(早期医療介入))の開発	
		② がんの革新的※2な予防・診断・治療法の 開発	
		③ 生活習慣病の合併症に特化した革新的な 予防・診断・治療法の開発	
		④ うつ病、認知症、発達障害等の革新的な 予防・診断・治療法の開発	
	身体・臓器機能の代替・ 補完	⑤ 再生医療の研究開発	
	革新的医療技術の迅速な 提供及び安全性・有効性 の確保	⑥ レギュラトリーサイエンスの推進による医薬品、医療機器、再生医療等の新たな医療技術の開発	
高齢者及び障がい児・ 者が自立できる社会の 実現	少子高齢化社会における 生活の質の向上	⑦ 高齢者及び障がい児・者の機能代償・自 立支援技術の開発	
		<ul><li>⑧ 小児期に起因する疾患の予防と予後の改善等に関する研究開発</li></ul>	

<sup>※1</sup> ここでいう「社会的に重要な疾患」とは、治癒困難で障がいや要介護の主原因となる疾患や就労世代で増加し社会的・家庭的影響が大きい疾患を示す。(がん、糖尿病、脳卒中、心筋梗塞等の生活習慣病、精神・神経疾患、難病等)

<sup>※2</sup> ここでいう「革新的」とは、市場に一番手で登場し新規性・有用性が高く、従来の治療体系を大幅に変えるような独創的な製品、あるいはこのような製品の欠点を補い、他の既存品に対して明確な優位性を持つことを示す。(参考:日本薬学会薬学用語解説)

<sup>※3 「</sup>医療イノベーション 5 か年戦略」等の国家戦略で達成目標等が設定されているものは、AP においてもその達成を目指す。

## Ⅱ 復興・再生並びに災害からの安全性向上

## 1. 目指すべき社会の姿

## (1) 東日本大震災の被害の概要

#### [被害の概要]

東日本大震災は、大規模な地震、津波に加え、原子力発電所の事故で放出された 放射性物質による環境影響等の甚大かつ複合的な災害であり、その被害は、岩手県、 宮城県、福島県に加え、広く東日本全体に及んだ。

#### (住民の直接的被害)

被災地においては、死者 1 5,8 6 7 名、行方不明者 2,9 0 9 名、建築物被害では全壊・半壊が約 3 9 万 4 千戸(以上 7 月 1 1 日現在)に及ぶなど、多くの人命・財産が奪われ、また、依然 3 4 万 4 千人以上(7 月 5 日現在)の住民の方々が避難生活を強いられている。

#### (経済活動等への影響)

産業においては、製造業、農業、水産業、観光業を含むサービス業など被害は広範に及び、地域経済と雇用に大きな打撃を与えた。また、東北地域の部素材メーカー等の被災によりサプライチェーンが寸断され、自動車、家電・エレクトロニクス、産業機械等の最終製品のみならず一般消費財の生産活動にも大きな影響を与えた。関係者の取組により、様々の経済指標も回復の傾向を示しているが、未だ震災前の状況に回復するものは少なく、雇用情勢も求職と求人のミスマッチを抱えた状況にある。更に、電力不足の影響も重なり、被災地のみならず我が国の経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

#### (放射能被害など原子力発電所事故の影響)

東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原子力発電所事故」という。)に関しては、避難指示区域からの避難者約11.1万人を含む約16万人の福島県民の方々が避難生活をされるなど、放射性物質による健康への影響の不安や自宅への帰還見込みの立たないままの不安定さを抱えながらの生活を強いられている。また、放射性物質に関する風評被害は一次産品にとどまらず、がれきの広域処分にも影響を及ぼし、原子力発電所の稼働停止による電力不足も重なり、今夏も国民生活や産業活動に大きな不安の影を落としている。

東日本大震災による社会・経済への影響は、震災後一年余を経た現在においても、 被災地域は言うに及ばず、我が国全体に甚大かつ広範な影を落としており、我が国 の経済社会システムや国民の人生観・価値観、さらには生き方までにも変革を迫っ た。

#### [復旧・復興の概況]

現在、被災地の主なライフラインや公共サービスについては、家屋等流出地域や

原子力発電所事故の警戒区域等を除けば、応急復旧はほぼ完了し、本格的な復旧が 国の事業計画や工程表等に沿って推進されている。また、被災市町村の復旧計画の 策定も進み、防災集団移転促進事業などの事業計画の策定・実施のための調査・事 業も開始するなど、復旧作業が進められている。

しかし、産業の本格的な復興、雇用創出やミスマッチの解消、原子力発電所事故の避難指示区域等の帰還支援、除染、インフラ復旧などの課題も残している。

東日本大震災からの復興・再生を早期に遂げることは、被災者や被災地のみならず、 我が国全体の経済社会システム、あるいは国民一人一人にとって喫緊の重要課題であ り、地震や津波等による自然災害や重大事故等から国民の生命や財産を守り、安全か つ豊かで質の高い国民生活を実現するため、科学技術が果たすべき役割は少なくない。 このため、平成25年度の科学技術政策について、平成24年度同様に、復興・再 生並びに災害からの安全性向上のためのアクションプランを策定する。

## (2) 「目指すべき社会の姿」の設定

被災地の復興・再生の進捗状況に照らし、引き続き、東日本大震災からの早期復旧を実現するとともに、被災者の生活及び被災地の経済活動が、震災前と同等以上となるように、質と量の一層の改善を目指す。また、東日本大震災の経験に基づいた取組に焦点をあて、経済社会のシステムが速やかに回復できる強靭さ(レジリエンス)を備えた国づくりを目指すこととする。このため、科学技術が主体的に先導・誘導し、被災地の方々や産学官の関係分野の方々とともになって実現を目指す「社会の姿」の一部を見直す。

- 〇 東日本大震災からの復興・再生を遂げ、地域住民の安全で豊かな質の高い暮らしが 実現できる社会
- 東北地域の復興・再生をモデルとして、より安全、かつ豊かで質の高い国民生活を 実現できる強靭な国

## 2 政策課題

東日本大震災からの復興・再生を早期に遂げるとともに、地震や津波による自然災害や重大事故等から国民の生命、財産を守り、より安全、かつ豊かで質の高い国民生活を実現する強靭な国土づくりを進めるため、科学技術を通じて、これに貢献する。

被災後一年余の復旧・復興の過程にある現在、現地の抱える課題自体の変化や課題の多様化が進んでいる。科学技術によって解決を目指す政策課題(解決・達成すべき目的・目標)の設定に当たっては、網羅的な取組を進めるよりも、第一に、東北の復興・再生の実現を叶えることに焦点をあてて取り組むことが、我が国全体の経済社会活動の活性化や、不幸にも類似の災害に見舞われる可能性を秘める海外も含めた地域の強靭さの確保に、着実につながると考えられる。

政策課題の設定に当たっては、被災地域の生活者であり、また経済活動を直接担う 被災地の住民の視点、立場に立って考えることとする。

従って、被災直後の昨年度に重要と考え設定した「命・健康」、「仕事」、「住まい」の確保、および継続して生活するうえで必須な他地域との交流として「モノ、情報、エネルギー等の流れ」の確保の観点を、今年度も、最も基本的で重要な課題として捉え、政策課題を設定する。

但し、多くの被災者が、新たな住居を構える場所も定まらず、また、高台移転などでの新たなコミュニティづくりが進められる状況などに照らして、建物を表す「住まい」を人々が暮らす「まち」をイメージした「居住地域」に改めるとともに、現在の復興・再生過程で、顕在化する課題を含めて位置づけるために、表現を一部見直し、以下の4つの政策課題を設定する。

- ① 命・健康を、災害から守る
- ② 仕事を、災害から守り、新たに創る
- ③ 居住地域を、災害から守り、新たに創る
- ④ モノ、情報、エネルギー等の流れを、災害時も確保し、新たに創る

## 3. 重点的取組の設定の考え方

#### (1) 重点的取組の設定の対象とする災害

4つの政策課題それぞれに対する重点的取組の設定に当たっては、今般の東日本大震災からの復興・再生及び今回の大震災を教訓とした災害からの安全性向上に重点を置くこととし、平成24年度同様に、被災地の方々が直面した3つの災害を対象とする。

- 〇 地震
- 〇 津波
- 〇 放射性物質による影響

#### (2) 重点的取組の設定に際しての時間軸の整理

災害発生当時に必要とされた取組は、現在でも、被災直後同様に必要なものが残る 一方で、その一部は、被災地にとっては過去のものとなり始め、その取組は、強靭さ を備えた国づくりのための予防・防災のための取組へと位置づけが変わり始めている。 また、復興・再生過程で、新たな取組の必要性も明らかになりつつある。

このため、災害発生時期との関係を明確にしつつ、研究開発の必要性の背景や成果活用の場面を、より明確にできるよう、重点的取組の設定に際して、以下の3つの時間断面を考慮しながら、重点的取組の整理・確認を行う。

- 〇 災害に対する予防・防災のために必要な技術
- 〇 災害発生時や被災直後に必要な技術
- 〇 復興・再生過程で必要な技術

なお、「放射性物質による影響」に対する取組は、原子力発電所事故から一年余を 経た現在も、なお課題解決を必要とする技術について、重点的取組の設定を行う。

#### (3) 重点的取組の設定の視点

重点的取組は、政策課題の解決・達成を通じて、東日本大震災からの被災地の復興・再生に結びつくとともに、地域住民の方々の安全な暮らし、豊かで質の高い暮らしの実現と、創造的で先駆的な取組による安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現できる強靱な国づくりにつながるものとし、グリーンイノベーション、ライフイノベーションと共通する5つの「視点」に照らしつつ設定する。

なお、本テーマの取組は、他の2テーマ以上に、国民にその成果を実感できるような取組を進めることが重要であり、地域住民や国民の視点に立った分かりやすい設定とする。

# 視点(1) 期待される効果(経済的効果、社会的効果)が十分に大きく、持続的な成長と社会の発展に貢献するものかどうか

特に、① 被災地域が広域であり、地理的条件、産業構造、被災状況等の多様性に 対応した取組であることが重要。

#### 視点(2) 期待される効果の発揮に貢献できる取組であるかどうか

- 特に、① 科学技術の取組成果が、復興・再生の取組に貢献できるものであり、研究成果の実用化までの段階を見通した実施主体候補等が見通せるものであること。
  - ② 復興過程の時間軸を意識して、重点的取組により実施する研究開発の成果が、短・中期の復旧・復興の進捗状況に照らして、時宜を得た貢献を果たすものであること。
  - ③ 研究開発の成果が、地域の住民の方々等に受け入れやすい形で実装されるように計画されるものであること。

## 視点(3) 当該分野の国際的位置付け(政策上の位置付け、技術競争力の優位性等)を 把握した上で、我が国として重点的に推進すべきものと言えるかどうか

特に、① 国際連携により国内外を問わず様々な多様な技術を融合することも視野に入れて、研究開発の成果の活用を迅速に行うこと。

### 視点(4) 緊急性が高い取組かどうか

- 特に、① 災害によって得られた教訓等に基づくニーズに対し、的確に応えられる ものであること。
  - ② 復興・再生の現状や進捗状況、災害からの安全性の向上の観点から、研究開発の加速ニーズを有するものであること。

## 視点(5) 国と民間等との役割分担を考慮した上で、国が主導して実施する必要性が高いものであるか

- 特に、① 具体的には、国が取り組むことで、民間の積極的な参画や投資を誘発し、 産業の成長等につながるものであること。
  - ② 国が取り組むことで、被災地自治体の復興・再生あるいは災害からの安全性向上のための取組の支援・促進につながるものであること。

## 4. 重点的取組

重点的取組は、地域住民、国民に分かりやすいものを設定することに努め、以下のとおり設定する。

「重点的取組」の技術課題や手段の具体化、個別施策の重点化は、本アクションプラン策定後に各府省等と協働で進める個別施策の提案・選定、施策の融合・再編の過程で明らかにしていくこととし、その趣旨等は、これら具現化の過程で、必要に応じ一部見直す。

なお、科学技術分野の研究開発にあたっての現地のニーズや制約条件の把握、研究開発の推進や現地への適用や活用は、被災地の方々や科学技術分野以外の産学官の方々との協働が不可欠な場合が多く、科学技術分野の研究開発担当者だけでクローズすることのない開かれた体制で研究することが重要である。

#### (1)「命・健康を、災害から守る」ための重点的取組

- ① 地震発生情報の正確な把握と迅速かつ適切な発信
- ② 津波発生情報の迅速かつ的確な把握
- ③ 迅速かつ的確な避難行動をとるための備えと情報提供
- ④ 災害現場からの迅速で確実な人命救助
- ⑤ 被災者に対する迅速で的確な医療の提供と健康の維持

## (2) 「仕事を、災害から守り、新たに創る」ための重点的取組

- ⑥ 競争力の高い農林水産業の再生
- ⑦ 革新的技術・地域の強みを活用した被災地での雇用創出・拡大と産業競争力強化
- ⑧ 災害時の行政機関・事業所等の事業継続の強靭性の向上

## (3) 「居住地域を、災害から守り、新たに創る」ための重点的取組

- ⑨ より低コストな液状化被害防止
- ⑩ 地理的条件を考慮した配置・設計によるまちの津波被害の軽減
- ⑪ 災害に対する構造物の強靱性の向上
- ① 大量の災害廃棄物の迅速、円滑な処理と有効利用
- ③ 産業施設等による火災等の二次災害の発生防止機能の強化
- (4) 新しいコミュニティづくりを促すコア技術の開発と実装

## (4) 「モノ、情報、エネルギー等の流れを、災害時も確保し、新たに創る」ための重 点的取組

- ⑤ 迅速かつ的確に機能する強靱な物流体系の確保
- 16 必要な情報の把握・伝達手段の強靱さの確保
- ① 電力、ガス、上下水道の迅速な機能回復

- (5) 放射性物質による「命・健康」「仕事」「居住地域」「流れ」への影響を軽減・ 解消するための重点的取組
  - (4) 新しいコミュニティづくりを促すコア技術の開発と実装 〔再掲〕
  - ⑧ 放射性物質による健康への影響に対する住民の不安を軽減するための取組
  - ⑨ 除染等作業を行う者の被ばく防止の取組
  - ② 放射性物質の効果的・効率的な除染と処分
  - ② 農水産物、産業製品の放射性物質の迅速な計測・評価、除染及び流通の確保

### (6) その他

前記①~②の重点的取組とは別に、震災に関連した記録や情報の整理・分析結果に基づく教訓等を踏まえ、被災地である東北が故に可能な新たな取組、あるいは、この機会に東北から全国や海外に積極的に発信できるような取組を4つの政策課題の区分にとらわれない重点的取組として位置づける。

② 被災地である東北が故に可能な、あるいは、積極的に東北から全国・海外に発信可能な取組

「復興・再生並びに災害からの安全性の向上」を進める上では、被災時の住民や企業等の行動分析などの社会科学分野の研究や、教育分野としての取組も重要である。

## 5. 重点的取組を構成する個別施策特定の視点

「復興・再生並びに災害からの安全性向上」の個別施策の特定に先立ち、I-3に記載の共通の視点をより具体的に整理し、個別施策特定の視点として整理した。

本アクションプラン作成後に各府省等と協働して進める個別施策の提案や、その後の施策融合や再編、特定の過程においては、以下の点が重要と考える。

#### (1) 目標設定の妥当性・達成期待度

- ① 災害によって得られた教訓等に基づくニーズに的確に応えたものであり、復興・再生の課題のブレークスルーに結びつくものであること。
- ② 被災地の経済活動(起業・創業・操業再開、生産性、雇用)や市民生活(安全性向上、心と体の健康)の復興・再生に直接及ぼす効果の大きいものであること。
- ③ 効果の対象が一部の市民・地域にとどまらず、多くの市民や他の多くの地域の復旧・復興にも及ぶなど、社会の発展への貢献度が大きいものであること。
- ④ 取組の達成度を評価する指標等を予め明確にできるものであること。

## (2) 成果活用の実効性を備えた研究開発スケジュール

- ① 短・中期の復旧・復興の進捗状況に照らして、時宜を得た時期に研究開発成果を提供できるものであること。具体的には、成果の実用化の時期について、以下を目処とすること。
  - i) 着手から2年以内に実用化できるもの

─ 短期的なニーズに応えるため、既にシーズとなる技術実証があり、これで を基に実用化のための改良・付加等の研究開発を加え、迅速な実用化が可 能なもの。

ii) 着手から5年以内に実用化できるもの

iii) 全体施策は5年を超えるが、一部については、2年まで、若しくは、5年まで に実用化できるもの

中長期のニーズに応えるため、シーズとなる研究開発に長期間必要であるが、成果の一部を5年以内に実用化が可能なもの。

#### (3) 成果活用の実効性を生む実施体制

- ① 実用化プロセスを含めて研究開発をトータルで管理するプロジェクトマネージメントが重要であり、マネジメントを行うプロジェクトリーダーと支援組織の見通しが明らかなものであること。
- ② 研究開発終了後、直ちに成果活用することが肝要であり、成果活用する事業主体(担当府省等、自治体、民間法人など)を明確にしたものであること。
- ③ 研究開発成果の普及促進のためには、研究開発以外の施策も含めた連携・組み合わ

せが重要であり、地元関係者の参画、学際的な取組の連携等が確保されているもの であること。

#### (4) 施策の優位性・有効性

- ① 国内外の多様な技術の融合も含めた、研究開発成果が既存の研究成果や技術(諸外国の成果、実績も含む)と比較して優位であることを、具体的・定量的に説明できること。
- ② 国際的な貢献にもつながる技術については、グローバル、ユニバーサルな汎用性を 備えるとともに、適用される地域特性への適応性を備えるものであること。
- ③ 国が取り組むことで、民間の積極的な参画や投資を誘発し、産業の成長等につながるものであること。あるいは、被災地自治体の復興・再生あるいは災害からの安全性向上のための取組の支援・促進につながるものであること。
- ④ 一過性の効果にとどまることなく、継続性や相乗効果等が期待できるものであること。

### (5) 施策を取り巻く条件の明確化

- ① 地域特性や当該技術の特性から、研究成果の適用の際の制約条件を有する場合は、その条件が明確にされるとともに、適用条件が整う実装対象の見通しが明らかであること。
- ② 市民が直接利用することを前提とした研究開発成果は、操作等の利用の簡易性、価格、環境負荷、個人情報保護など、地域住民の方々が利用しやすい条件を備えられるものであること。
- ③ その他、地域コミュニティへの適用、高齢化への対応、人材の育成・確保、あるいは、法令、慣行、資源など、利活用に際し考慮・検討すべき条件が明確になっているもの。

#### (6) その他

① 平成24年度アクションプランで特定した個別施策については、他に有効な取組が出てきていないこと(継続する必要性がなくなっていないか。)、あるいは、継続しても成果が出せない可能性が高まっていないかの確認がなされていること。